

# 公共的団体の見直し内容について

生涯学習施設の適正な利用と公平性を担保するため、  
**公共的団体の認定の手続き**が変わります！

-  これまでには一度認定されると更新等の手続きはありませんでしたが、**2年ごと団体の認定手続き**が必要となります。
- ※令和7・8年度認定の受付は令和7年3月1日からを予定。以降、2年ごと認定を受付（令和9・10年度認定を令和8年秋ごろ受付）
- ※令和7年度中の利用は現在の公共的団体の認定に基づき利用可能。
-  更新申請が漏れていても、認定年度中であれば随時申請を受け付けることは可能です。
-  これまでと同様、団体の利用内容が**市等の所管する事業に関連する公益事業**として市等の事業所管課に認められる必要があります。
-  現在認定されている公共的団体であっても、団体の活動目的や内容等によっては**認定されない場合**があります。
-  **認定に必要な書類は以下の通りです。**
- (1) 生涯学習施設公共的団体認定申請書（様式第1号）
  - (2) 規約又は会則
  - (3) 役員名簿
  - (4) 認定を受けようとする年度の直近の事業計画書
  - (5) 認定を受けようとする年度の直近の収支決算書（見込み）
  - (6) 認定を受けようとする年度の直近の収支予算書
  - (7) 公益事業を行う団体であることを証する書類
- ※上記の内容が分かれば、**総会資料等**の添付でも構いません。
- ※公共的団体の認定を受けない場合または認定を受けられない場合は生涯学習団体(8条団体又は9条団体)の認定申請をご検討ください。(別添資料のとおり)
-  なお、現時点で生涯学習団体として利用している場合はこれまでどおりの方法でご利用ください。

# 更新申請が不要な団体様へ

なお、下記の既存の認定団体においては更新申請の必要はありません。これまでどおりの利用が可能です。

	指定団体	
1	静岡市自治会連合会、区自治会連合会、地区自治会連合会及び各单位自治会	清水区における各地区まちづくり推進委員会を含む
2	静岡市文化協会	直接加盟している一次加盟団体を含む
3	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
4	公益財団法人静岡市スポーツ協会	直接加盟している一次加盟団体を含む
5	一般社団法人静岡市老人クラブ連合会	各区・地区連合会、単位組織も含む
6	静岡市断酒会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
7	静岡市民生委員児童委員協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
8	静岡市清水区連合体育会	各地区体育会を含む
9	一般社団法人ガールスカウト静岡県連盟	市内の団のみを対象とする
10	一般財団法人静岡市国際交流協会	加盟団体は含まない
11	日本ボーイスカウト静岡県連盟	市内の団のみを対象とする
12	静岡市子ども会連合会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
13	静岡市PTA連絡協議会	専門委員会、各ブロックの活動及び静岡市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA活動を含む
14	静岡市保護司会連絡協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
15	静岡市交通安全推進協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む
16	静岡市花と緑のまちづくり協議会	組織に位置付けのある各地区の活動団体を含む

 上記の団体であっても、下部組織の活動目的や内容等によっては認定されない場合があります。